

租税論における所得の概念 —ヴィクセルの所説をめぐって—

森 俊一

I. はじめに

II. ヴィクセルの所得概念

1. ヴィクセルの財政思想と所得の捉え方
2. 発展する社会における所得概念と財政問題
3. あるべき税制の概略と独自の所得概念

III. これまでの学説に対するヴィクセルの批判

1. 所得周期説および重農学派、古典派の所得と課税の理論
2. シュモラー、マイヤーならびにクラインヴェヒターの学説
3. シャンツとフィッシャーの研究

IV. おわりに

I. はじめに

所得に対する課税には、何故所得を課税の標準にするのか、またそのとき、所得とは何かという問題が常に伴う。所得税を始めて導入したイギリスにおいては、過去長い間、周期性、再帰性（反復性）のある収入が課税上の所得とみなされていたが、そのような所得周期説は、サイモンズ (H. C. Simons)、ヘイグ (R. M. Haig) またドイツにあってはシャンツ (G. von Schanz) によって批判され、彼らは所得を包括的に捉えるべきであるとし、包括的所得概念を提唱した。彼らの所得の捉え方は、経済力増加説あるいは純資産増加説として知られている。今日では、租

論 説

税理論の上では、所得周期説よりも経済力増加説のほうが有力であるが、貯蓄もまた所得に含める包括的所得概念に対しても、古くは消費こそ所得であると考えるフィシャー（I. Fisher）のような捉え方もあり、カルドア（N. Kaldor）もまた包括的所得の概念では資本と所得の区別が曖昧であるとし、消費そのものを課税の標準とすべきことを主張する。これらの議論は、おおむね能力説に立って、租税支払能力の尺度という点から、課税所得の捉え方、また個人課税にとってふさわしい課税標準の選択を問題としている。これら所得課税をめぐる理論上の基本問題は、現在でも租税論上重要な位置を占め続けている。

ところで、リンダール（E. Lindahl）に先立ち、公共支出の水準と各人への租税負担配分の同時決定を可能とするものとして利益説を高く評価し、それにもとづいて独特の財政思想を築いたヴィクセル（K. Wicksell）もまた、課税における所得概念の重要性を論じ、所得概念に関するこれまでの学説に対する批判を展開している。利益説に立って課税標準としての所得を論じるのは、後のリンダール・モデルからするとやや意外とも思えるが、もちろん、ヴィクセルのアプローチは利益説を外れるものではない。

本稿の課題は、所得概念を論じたヴィクセルの二つの論文—ヴィクセル〔1〕と〔2〕—を取り上げ、ヴィクセルのアプローチの独自性を明らかにし、その意義を検討することにある。

II. ヴィクセルの所得概念

まずははじめに、ヴィクセル〔1〕を取り上げよう。そこで主要な論点は、課税上、所得を概念的にどう捉えるかということである。いっそ正確にいうと、所得の統一的な概念、つまりそれに含まれるすべての収入は、課税に関するかぎり、同じように取り扱われるということを意

味する所得概念が問題とされる。ヴィクセルによると、これが所得の再帰性、周期性といった所得の持つ性質の先驗的な定式化によってなし遂げられるとするの誤りであり、また所得周期説では不規則な収入は所得ではなく富の増加とみなされるが、シャンツのように富の増加もすべて所得とみなすということも適切ではないとされる。ヴィクセルは、所得の概念は所得税の原理、ひいては課税の原理の探求の上で把握されねばならないと主張する。この主張こそ、ヴィクセルの二つの論文を貫く彼の指導原則である。

1. ヴィクセルの財政思想と所得の捉え方

所得は、課税上、第一に税源として、第二に課税ベースすなわち課税の標準としての二つの側面を持つが、所得が税源であるとしても、そのことから所得に応じる課税が必然的に導出される訳ではないということから、ヴィクセルは、税源としての所得と課税標準としての所得を混同してはならないという。このように注意した上で、ヴィクセルは、暫定的に、人々の所得すなわち私的所得を、その総計が国民所得に等しくなるように定義する。ここで、国民所得とは、年々更新され、社会の成員の欲求を満たす消費ファンドとして捉えられる。この意味での国民所得は公共欲求充足のための経済的基盤であり、定常状態にある社会においては、スミス (A. Smith) がいうように、生産手段（資本）を維持した後の財・サービスの年生産に等しい。

次に、ヴィクセルは、課税の原理、自身の財政思想を手短に述べる。公企業、国と自治体といった公共部門は、直接消費される財・サービスを供給し、また生産の前提条件である社会秩序の維持、法の擁護、教育などを行う。もちろん、この二つの領域は重なり合い、截然と区別できる訳ではない。財・サービスの供給のうち、公企業が供給するものは消費の個別性を持つものである。これに対し、公企業を除いた公共部門が

論 説

提供する財・サービスは、一般に消費の個別性を持たず、等量消費で特徴付けられるものである。そしてこれらの費用は、課税によってまかなわれねばならない。

公共サービスの規模、課税の必要性は、ヴィクセルによると、私的所得の総計である国民所得とともに、各人の私的所得とも、一定の関係を遵守しなければならないとされる。このヴィクセルの主張は分かりやすいものではないが、ヴィクセル自身の説明を幾分敷衍して考えてみると、国民所得が意味する社会の消費ファンドを、私的消費と公共消費に分割するとき、その分割は望ましいものでなければならず、また、それが望ましいものであるためには、各人の租税負担と私的所得の間の関係もまた望ましいものでなければならないということであると解釈される。さらにいうならば、原理上は、そのもとで各人が望む公共サービスの規模がすべて等しくなるような各人に対する租税配分、つまり租税と各人の私的所得との関係が探求されねばならないということである。ヴィクセルは完全に利益説の立場に立っているのである。なお、生産に対する投入物としての公共サービスについては、その水準は公共サービスの限界的な利用により可能となる民間部門の生産増加が公共サービスの限界費用と等しくなる点に定められるべきであるとされる。

利益説を評価するヴィクセル財政思想の独自の点は、公共サービスの規模と租税負担配分の決定を、政治過程に求めたことである⁽¹⁾。公共部門の活動の増大がそれに必要な課税を考慮に入れても、社会に何らかの純利益をもたらすのであれば、税を支払う社会の成員にとっても各人に純利益が生じるように、税の配分を考えることは可能である。したがって、支出増と税の負担配分を組み合わせた提案で、全員が賛成する提案が見出せるはずである。こう考えて、ヴィクセルは、政治的意思決定に全員一致のルールを課すことによって、政治的意思決定過程を通じて、支出と租税負担配分を利益説に応じるように決定することができたとしたの

である⁽²⁾。一方、能力説は、公共支出の具体的水準、すなわち課税の水準については、何も明らかにしえないとされる。

このような利益説を基礎とするヴィクセル財政思想の中で、租税負担配分と所得との関係はどのように捉えられているのであろうか。ヴィクセルは、私的所得が課税ベースとして果たす重要な役割を主張する。その主張の根拠として、私的所得は、所有する富を維持する経費を控除した後の経済活動の成果をあらわすものであり、一般的に言って、同じ経済的立場にある人々は、公共部門の活動によって、近似的には等しく利益を受けていると想定できるということを挙げている。そして、ここから、同じ所得を得ている人々には同じ税負担を求めてよいという以上に、なお異なる大きさの所得を得ている人々の間での税負担について、所得が大きければ公共部門の活動から大きな利益を得ていると想定することができ、所得は近似的ではあれ、国家活動からの受益の指標とみなしうるので、所得と税負担には利益説からみても正の関係があるとヴィクセルが考えていることは疑いない。

さらに、上述したヴィクセルの利益説の説明に従えば、各人の所得を標準として、それに応じて税負担配分を決めていけば、政治過程において全員が一致して賛成する税負担配分、具体的には税率をはじめとする所得に対する課税のあり方が求められると考えられているともいえる。所得を国家活動からの受益の指標とみるとことには、スミス租税論の影響も否定できない⁽³⁾。

上述の私的所得の概念は、定常状態の社会での国民所得の概念を個人に適用したものであるが、定常状態においても、私的個人にあっては、所有する富は増減しうるものである。富の増減についてヴィクセルは、富の増加が自らの努力によって、自らの収入からなされ、富の減少は自らの消費に充てられるかぎり、富を維持して消費しうる額と私的所得を定義しても、なおそれはその個人の経済活動の成果をあらわすものとみ

論 説

なすことができるので、課税ベースとしての意義を失わないと論じる。しかし、相続など、自らの努力によるのではない富の増加についても、それも私的所得に含めると、私的所得はその個人の経済活動の成果をあらわすものではなくなり、また、国家の経常費をまかなうために相続財産に課税が及ぶと、社会全体の富は減少するであろう。

これが、ヴィクセルが相続財産を課税対象となる私的所得の中に含めることに反対する理由である。ヴィクセルによれば、それでもなお相続税が課せられるるとすると、その根拠は、相続の無制限の権利を認めないとということにあり、その場合、相続税は相続財産の部分的没収とみられる。ここで、ヴィクセルのいう没収とは、公共サービスへの対価としての意味を持たないことであると解すべきである。もちろん、このような没収の意味での財産への課税は、社会全体の富を減少させる。そこで、ヴィクセルは、相続税による収入は、投資に充てられるべきであると述べて、そのことに注意を促す。

2. 発展する社会における所得概念と財政問題

ヴィクセルは、発展する社会においては、所得概念の定義に困難が生じ、また新たな財政上の問題が生じるとしている。ここで、発展する社会とは、人口が年々増加する社会と捉えられている。ヴィクセルによると、このような社会においては、年生産物をすべて消費すれば人々の生活水準は次第に低下するので、それを避けるためには、資本蓄積が必要となり、消費ファンドという意味での国民所得はもはや年生産物と一致しない。そのとき、発展する社会では、公共消費については私的消費との関係だけではなく、資本蓄積との関係も重要となる。そこで、発展する社会においては、私的所得の定義においても、収入のうち既存資本の維持だけではなく、資本蓄積に充てられた部分もまた、少なくとも社会の必要に応じる程度には控除が認められるべきではないか、あるいは貯

蓄され資本化された部分はすべて控除が認められるべきではないかという問題が生じる。すなわち、ヴィクセルは、発展する社会においては貯蓄控除の是非が問題となることを指摘するのである。

米尔 (J. S. Mill) は、貯蓄の二重課税論によって、貯蓄控除を主張するが、ヴィクセルはこの論拠による貯蓄控除（貯蓄非課税）を認めがたいものとする。それは、貯蓄をもたらした収入の獲得と、貯蓄の運用からの新たな収入（利子）の獲得は別個のものであり、そのいずれもが国家の協同と保護を必要とするものであるという、利益説の立場からの批判である。これらの収入は、別個の生産活動の成果であり、それゆえ、ともに国家活動からの受益をあらわすものであるから、利益説からすると、貯蓄を含む収入に課税し、利子にも課税することには十分な根拠があるとされるのである。

貯蓄の二重課税論からの貯蓄控除の主張を批判するヴィクセルは、資本蓄積が富の不平等を激しくしないのであれば、発展する社会の資本蓄積の要請に応えるという論拠から、貯蓄控除が認められることを否定しない。しかし、資本蓄積を妨げないための貯蓄控除は少数者への資本の集中、富の不平等の激化を伴うというのが現実である。このような認識から、ヴィクセルは、貯蓄控除に反対し、資本蓄積に充てられた収入も所得に算入され、課税されるべきであるとする。さらに、既存資本の維持に当てられた収入も、控除されるべきではないとする。ただ、このような措置は、発展する社会の必要な資本蓄積を損なう危険を含むので、ヴィクセルは、このような危険を未然に防ぐために、国家が自ら投資をすることが必要になると論じる。

資本蓄積の要請を満たし、かつ富の不平等を是正するという課題は、明らかに困難なものである。ヴィクセルがいように、たとえば、資本蓄積に伴う富の不平等の進展に対し、高い税率を持った相続税で対処しようとすると、民間貯蓄は大きく阻害されてしまうであろう。ヴィクセ

論 説

ルが、発展する社会における資本蓄積の要請にもかかわらず、あえて貯蓄を控除しないものとして私的所得を定義し、また相続財産を所得には含めないが、相続の無制限の権利を認めないとしたのは、富の不平等の抑制をきわめて重要な課題と考えたからである。

しかし、私的所得が貯蓄を含めて定義されると、その総計は発展する社会の消費ファンドという意味での国民所得とはもはや一致しなくなる。この点を、ヴィクセルがどう考えていたか明らかではない。また、富の不平等の抑制を所得課税に期待するのも、利益説に立つヴィクセルにおいては、整合的ではない。ヴィクセルが私的所得の定義において貯蓄控除の是非を論じるにあたって、発展する社会における資本蓄積の要請、富の不平等の抑制、国家活動からの受益の指標としての所得の役割との間の関係が十分整理されているとは思えない。ミルへの批判からヴィクセルの主張をあえて整理すると、私的所得が人々の経済活動の成果をあらわし、国家活動からの受益の指標となるためには、貯蓄を控除してはならず、またそのことは副次的に富の不平等の抑制につながり、要請される資本蓄積は国家自らが投資をすることによって保障するということになろう。ただし、そうだとしても、富の不平等抑制のために資本の維持も控除されないというのは、人々の経済活動の成果として私的所得を捉えるということからすれば、説得的ではない。

ヴィクセルは、発展する社会について、その三つの帰結ないし特徴を挙げ、それらが提起する新しい財政問題に注目する。第一は自然資源の希少性、とりわけ土地の希少性の増大であり、それにより土地所有が増大する所得の源泉となる。しかし、希少性の増大による所得の増大は、社会が自己を支える能力の増大を意味しない。そこで、たんに分配過程において生じるこの種の所得について、ヴィクセルは、労働あるいは労働と資本の結合からの所得とは生産活動の直接の成果でない点で性質を異にし、財政上特別の取り扱いが適切であるとする。

また、このような所得の増大は土地の資本価値の増大を引き起すのであるが、ヴィクセルによると、希少性を反映するようなキャピタル・ゲインには、いわゆるキャピタル・ゲイン課税では不十分であって、それは本来の課税の対象ではなく、没収の対象とされるのが適切であり、その収入は、国家の経常費をまかなうためではなく、投資に充てられるべきであるとされる。すなわち、このようなキャピタル・ゲインもまた所得に算入されて通常の所得課税の対象とされるのではなく、没収という財政上の特別の取り扱いの対象とされるべきであると考えられているのである。

ただし、ヴィクセルもいうように、財産の価値増加は、利子率の低下、また物価上昇によっても生じうる。ヴィクセルは、物価上昇によるキャピタル・ゲインへの課税を弁護する根拠はなく、利子率低下によるキャピタル・ゲインに対しても特別の財政上の措置がとられるべきであるとは思えないとする。それは、そのような措置がとられると、利子率上昇によるキャピタル・ロスをもまた財政上無視することができなくなることを考慮してである。

仮にヴィクセルの主張を受け入れるとしても、財産の価値増加は上のようにいくつかの要因で複合的に生じるものであることを考えると、それを発生要因ごとに明確に判別し、財政上特別の取り扱いの対象とするキャピタル・ゲインのみを取り出すことが、はたして可能であろうかという問題が残るであろう。この問題については、ヴィクセルは何ら言及していない⁽⁴⁾。

さて、第二は産業独占の出現であり、それにともなって独占利潤が生じる。また、ヴィクセルによると、個人の異常に大きな所得も、通常、個人の独占的立場の産物であるとされる。ヴィクセルは、このような独占的性質を持つ所得は、国民生産への実質的貢献をあらわすものではなく、その社会的正当性が疑わしいので、財政上の特別の取り扱い、たと

論 説

えば付加的な課税の対象とすべきことを主張する。株式会社への課税については、それは明らかに個人株主の所得に対する二重課税であるが、独占的所得への付加的な課税こそ株式会社課税の根拠であるというのが、ヴィクセルの見解である。

第三は、景気循環の発生である。それに伴って、発展する社会における人々の経済生活は不安定となり、偶然的な要因に大きく左右される。そのとき、幸運によって生じた利益、意外の利益については、ヴィクセルは、これもまた特別の財政上の措置に委ねられるべきであるとする。

3. るべき税制の概略と独自の所得概念

ヴィクセルは、以上のような考察にもとづいて、きわめて原理的であるが、るべき税制についての概略を示す。その要点は、以下のように整理することができよう。公共支出をまかぬ収入調達としての課税は、社会正義の実現にとっては十分ではない。しかし、この社会正義の実現、とくに社会的平等化のための手段がしばしば課税という形態をとるとても、このような課税は公共サービスへの対価としての本来の課税と混同されなければならない。このことに関連して、所得もまた、社会的正当性の観点から区別されねばならず、課税との関係では、正当とされる所得には本来の課税が対応し、その課税は公共支出をまかぬための利益説に応じた課税でなければならない。この課税は、累退課税あるいは軽度の累進課税となろう⁽⁵⁾。それは、個人の所得、少なくとも生存に要する以上の自由所得は、個人の経済活動の程度、個人が公共サービスを求める程度の指標となるからである。また、ある公共目的のためには、自由所得以下の所得に対しても、追加的な基礎税として比例税を課すこともありえよう。こうした課税の具体的なあり方は、利益説に即した意思決定を可能とする政治過程で解決されるべきものである。

他方、社会的に正当化されない所得には、本来の課税ではなく、富と

所得に関する分配上の不平等を是正するための、公共サービスへの対価ではない没収的な意味を持つ財政上の措置あるいは付加税が対応する。したがって、これらによる収入は、投資に充てられ、その収益は平等化目的のために使われるべきである。

ここで、課税の目的が峻別され、それに応じて社会的正当性の観点から所得もまた区別されねばならないとされていることが注目される。これこそ、これまでの議論から、ヴィクセルが引き出した帰結であり、彼の議論の到達点である。所得の正当性は、究極的には倫理的判断によらざるを得ないとはいえ、所得が生産への貢献を反映しているのか、それともたんに分配上のものかという基準によって判断されていることにも注意すべきであろう。また、本来の課税においても、累進あるいは累退課税の可能性が利益説の立場から示唆されていることも、ヴィクセル以外の論者には見られない独自の主張と思われる。

発展する社会においては、課税あるいは没収の対象となるべき所得は、貯蓄のみならず既存資本の維持費も控除されない粗収入として捉えられるのであるが、上述のようにこの所得についても財政上の取り扱いにおいて社会的正当性の点からさらに差別化されるべきであるとされる。このことは、ヴィクセルも認めているように、財政的取り扱いにおいて差別化されない所得の統一的概念を確立することはほとんど不可能であることを意味する。ここで、ヴィクセルは、没収、付加税、特別税等を含めた課税一般ではなく本来の課税が及ぶものとして、所得の概念を極めて狭く捉えていることは確かである。これは、課税一般について発展する社会における所得種類別差別課税の不可避性を認めたためであるともいえるであろう。所得を広く捉えると、所得種類別差別課税の必要性と相容れなくなるからである。この点は、後にみるヴィクセルのシャンツ批判につながるものもある。

もっとも、財政的取り扱いの差別化といっても、異なる種類の所得を

論 説

すべて所得税のもとに包摂し、所得税の枠内で特別の規定を設けて差別化することも考えられる。しかし、ヴィクセルは、課税の目的、税収入の使途に関する原則を明確にするためには、社会的に正当化されない所得に対しては、それを所得概念に含めることなく、所得税とは独立したまったく別の措置、あるいは付加税といった措置が望ましいとする。たとえば、社会的に正当化しがたいキャピタル・ゲインには、所得税ではなく別の特別税が課せられるべきであると考えられている。なお、そのときには、このようなキャピタル・ゲインへの特別な課税に対応してキャピタル・ロスについては無制限の控除が認められるべきであることも付言される⁽⁶⁾。

最後に、二つの論点が追加的に取り上げられる。第一は、生命保険・養老保険のような保険契約によって受け取られる保険金についてである。ヴィクセルは、保険金には保険契約期間中に発生した利子を含んでいるので、保険金全額免税は認めがたく、免税がこの種の保険加入促進のためにあるとしても、免税を一定額の保険金に制限する、あるいは保険料のみの控除を認めるとしても、このことは達成されるだろうと論じる。第二は、賭けによる賞金の取り扱いである。もし、賭けを事業とみなし賞金を所得とするならば、掛け金は費用として認めねばならず、その結果、こうした課税からは全体として負の収入しか生まれないであろうと論じた後、ヴィクセルは、賞金に対する課税は社会的に正当化されない所得に対する財政上の特別な措置と解すべきであると主張する。これら二つの追加的論点についてのヴィクセルの主張は、彼が導き出した課税のあり方からの当然の帰結でもある。

III. これまでの学説に対するヴィクセルの批判

次にヴィクセル〔2〕では、過去に有力であった所得の捉え方、周期

性、再帰性による所得概念の正しさをローマ法における *fructus* の理論によって弁護しようとするドイツの法学者ペトラツキ (Petrazycki) の議論が批判され、生産の観点を踏まえて所得概念は探求されねばならないことが主張される。さらに、ヴィクセルは、重農主義者、イギリスの古典派経済学者、彼らの批判者である19世紀後半のドイツの経済学者、またヴィクセルの同時代人であるシャンツとフィッシャーに至るまで、所得の捉え方の変遷をたどり、課税に当って所得とは何かを考えるさいの注意点を見出そうとする。

1. 所得周期説および重農学派、古典派の所得と課税の理論

ヴィクセルは、所得概念の史的発展を展望するにあたり、まずははじめに、市民法 (Civil Law) における所得概念を取り上げ、市民法においては古代ローマ法における *fructus* の理論による判断が、今日に至るまで特にドイツにおいては重視されているとし、法学者であるペトラツキの所論を検討する。

ペトラツキによれば、われわれの欲求の絶えることのない規則的な満足の追求が、経済的に許容しうる消費ファンド、つまり正常な消費限度としての所得概念を生み出し、その消費限度は、収入が再帰する能力(収入の再帰可能性)によって規定され、この収入の再帰性の保障は、収入を生み出す資本ストックの維持を必要とするとされる。この考えによると、所得概念の本質は、所得の周期性にあり、再帰性がなく不規則な収入は所得とみなされるべきではなく、資本の増加として理解されるべきであるということになる⁽⁷⁾。

ローマ法での *fructus* という言葉は、はじめは文字通り土地の果実の意であったが、次第に資本からの収益を含むものとなった。ペトラツキは、古代ローマ法のこの概念は所得課税に関して一般に認められてきた周期性、再帰性による所得概念とほとんど正確に一致することを示すこ

論 説

とによって、そのような所得概念の正しさをローマ法の権威によって弁護しようとしたのである。

このようなペトラッキの主張に対し、ヴィクセルは、彼のローマ法理解に疑問を呈しつつ、生産の主要な目的が消費の可能な限り規則的な実現にあることは明らかであり、相続財産を所得とみなさないというように規則性が所得の便利な外的公準として役立つことがあるとしても、それは畢竟二次的なものに過ぎず、所得の定義においては生産それ自体に注目すべきであると批判する。所得の概念は、外的公準をたんに受け入れることによってではなく、各種形態の収入の性質を生産ならびに分配の観点から探求することによって明らかにされるというのがヴィクセルの批判の要点である。

公共部門の活動と国民経済との関係を理論的に把握する初期の試みは、重商主義者と重農主義者によってなされた。重農主義者の代表であるケネー (F. Quesnay) の純生産物という概念は、この純生産物すなわち地代のみが租税収入の唯一の源泉であり、いかなる税であってもその負担は結局地代に帰着するので、地代こそ唯一の課税対象とすべきであるという単一税論を導くものであった。このような重農主義者の理論は、後の財政理論に大きな影響を与えた。古典派のスミスとリカード (D. Ricardo) もまた、直接、間接に労働者に課せられる税は、労働者によって負担されず、他の社会階級に転嫁されるという命題を支持したのである。スミスは、国民所得を社会の消費ファンドと捉え、それは資本の維持を控除した後の年生産物に一致するとし、この国民所得から公共部門の活動の経費がまかなわれるとしつつ、同時に、賃金は税を負担し得ないと主張する。スミスの主張には税源である国民所得を構成する賃金は税を負担し得ないという点で論理一貫しないところがあるが、リカードはもっと明白に、労働者の生存に必要なものを除いた国民所得（リカードのいう純国民所得）が税源であるとする。

ところで、賃金というようなある種の所得が税負担を免れているならば、所得を課税の適切な標準とみるというのはまったく意味をなさないことになる。そこで、ヴィクセルは、重農主義者さらにスミスやリカードによって主張された賃金税転嫁論を検討・批判し、とりわけ賃金基金説によるリカードの賃金税転嫁論について、賃金基金説を正しく適用すれば、それは賃金税非転嫁の結論をもたらすと論じる⁽⁸⁾。

また、ヴィクセルは、各種の生産資源所有者は欲求の満足を最大化するように行動するという仮定を基礎におく古典派以降の分配理論によつても、生産要素供給が不变であるかぎり、異なった種類の生産要素間での税の転嫁は生じ得ないことは明らかであるとし、課税が資本のストックにも労働の供給にも顕著な影響を与えるような水準に達しないかぎり、所得税はそれが課されるところにとどまり、他の税も所得によって負担されるや否や、そこにとどまり続けることができるとする。こうして、すべての課税にとっての所得の重要性が主張されるのである。

2. シュモラー、メイヤーならびにクラインヴェヒターの学説

国家の活動と国民経済の関係を分析することで、財政現象を理解しようとすることは、重農主義者、英国の古典派経済学者によって試みられたが、その後財政理論はドイツの経済学者が取り組む恰好のテーマとなつた。しかし、ヴィクセルによると、ドイツにおいて古典派の理論的成果は、十分に検討されることなく、あるいは誤解を受け、快楽主義的、物質主義的として、性急に投げ捨てられてしまったとされる。その例として、スミスは賃金を純国民所得に算入することを拒否したという誤解から、スミスの非人間性を非難したクラインヴェヒター (F. von Kleinwächter) が挙げられている。

ドイツの経済学者はたぶんに誤解にもとづいてスミスを論難してきたが、ヴィクセルは、人が自己の所有する資本ストックを減らすことなく

論 説

消費しうるものとして私的所得を捉えるいわゆるヘルマンーシュモラー（Hermann—Schmoller）の所得概念を取り上げ、それはスミスの国民所得概念を私的経済（個別経済）に適用したものであって、定常状態の仮定と所得が生産に裏付けられているかぎり、この適用は正しいと論じる⁽⁹⁾。

しかし、この二つの仮定が満たされない場合には、ヘルマンーシュモラーの所得概念は問題を抱えることになる。まず、定常状態の仮定であるが、ヴィクセルによると、スミスの議論の真の欠陥は、暗黙のうちに定常状態を常に仮定することにあるとされる。人口の増加で特徴付けられる発展する社会では、生産手段の維持を控除した後の年生産物と社会の消費ファンドはスミスのいうようには一致しない。このことは、消費を所得としないかぎり、国民所得と私的所得とは概念的に対応しなくなることを意味する。これが、発展する社会での所得概念の確立の困難さの基本的要因であるというのが、ヴィクセルの第一の指摘である。

第二に、ヴィクセルは、スミスの捉え方からすると、生産によって獲得され、生産に裏づけを持った収入のみが私的経済の所得であるということになろうが、ヘルマンーシュモラーの所得概念は、定常状態の仮定の下でも、スミスの国民所得の捉え方の正確な適用とはいえないと指摘する。生産の裏づけのない収入、つまり何らの努力も伴わない恩恵的な取得、とりわけ相続もまた、ヘルマンーシュモラーの所得概念では、彼らの意図はそうでないとしても、その定義により所得に属するからである。

ヴィクセルによると、その後、多くの学者によって、所得は持続する（再帰する）という特徴を持たねばならない、あるいは恒久的な源泉から引き出されねばならないという制約が私的経済の所得（個別経済主体の所得＝私的所得）に付け加えられたのは、ヘルマンーシュモラーの所得概念のこの欠点を埋め合わせるためにあったとされる。しかし、そ

すると、一時的に変動する収入は、それが生産活動の直接の成果として、あるいは生産活動の成果の分配過程で得られたものであるとしても、私的所得に入らなくなってしまう。ヴィクセルは、このような収入、つまり生産に裏付けられた収入、他人の犠牲を伴う取得も所得としうるような定義こそ正しいものであると主張する⁽¹⁰⁾。

シュモラー (G. von Schmoller) は、ヘルマンの所得概念の支持にみられるように、自由所得のみが、つまり生存に必要な所得以上の所得が所得税の対象とされるべきであるというラウ (K. H. Rau) のような見解を認めない。小額所得の所得税免税が正当化されるのは、所得税以外の消費諸税があるからであって、すべての課税の理想的な標準が問題とされるならば、この標準は所得それ自体であり、生存に必要な所得以上の剰余ではないというのがシュモラーの主張である。

しかし、ヴィクセルによると、シュモラーは、その主張を支える十分な論拠を示している訳ではないとされる。彼は、能力説と利益説とともに受け入れがたいとした上で、個々人の租税支払いを市民としての義務によるものとし(シュモラーの租税義務説)，その義務の標準を個人の総経済力 (シュモラーのいう租税人格) に求め、それはヘルマンの所得概念によって測られるとしているに過ぎない。また、ヴィクセルは、資本からの所得を労働からの所得よりも重課すること、さらに所得に対して累進あるいは累退課税を提倡する点で、シュモラーの主張は全体として完全に整合的であるとは思えないとする。

次に、メイヤー (R. Meyer) の所説が検討される。スミスの所得理論に対するメイヤーの批判は、スミス理論の誤解によるものであるとした上で、ヴィクセルは、家屋のような固定資本の利用、それによる欲求の充足もまた実質的な消費であり、したがって所得に含められるべきであるということがスミスにおいては見落されていることを指摘し、この点について、メイヤーが、これを所得に含めると、衣服、書籍、家庭用具

論 説

などの耐久消費財の利用も所得に含めなければならなくなるという理由で家屋のような固定資本の利用を所得に含めるべきではないと主張したことは、スミスの見落しへの後退であるという。ヴィクセルは、所得の範囲が実際上はこのような雑多な耐久消費財の利用まで及ばないのは、それらが小額であるからであり、居住用家屋の場合には、その利用を所得に含めなければならないと主張する。

また、財・サービスの自家消費つまり現物所得 (income in kind)について、ヴィクセルは、クラインヴェヒターの所説を取り上げる。財・サービスの自家消費つまり現物所得といわれるものを所得に含めると、私的所得はいくらでも大きくなりうるというクラインヴェヒターの議論に対し、ヴィクセルは、彼の議論こそ誤謬に満ちたもので、現物所得が所得概念から排除され、課税が及ばないとすると、大きな不正義が生じると批判する。ただ、すべての現物所得を所得に含めて課税することは实际上不可能であるとしても、それは所得課税が他の経済上の概念と等しく持っている欠点とみるべきであるとされる。

こうして、ヴィクセルは、自家用家屋からの帰属所得だけでなく、また概念上は耐久消費財の利用も、さらに財・サービスの自家消費も所得に含めねばならないとするのである。これらの所得もまた、生産に裏づけを持った所得あるいは生産と同時に消費される所得といってよいからである。

3. シャンツならびにフィッシャーの研究

前述のクラインヴェヒターの他に、最近の研究としてヴィクセルあげるものに、シャンツの研究とフィッシャーのそれとがある。シャンツの学説への批判にはこれまで述べてきたヴィクセルの考えがよくあらわされている。

ヴィクセルは、規則的な再帰性による所得の定式化また収入の使途に

よる所得と非所得との区別（具体的には貯蓄控除）に対するシャンツの批判を高く評価する。しかし、収入がいかに獲得されたかを所得としての性格とは無関係であるとしたことと、収入に所得税が課せられないことをいかなる財政上の措置もとられないとしたことに対し、ヴィクセルはシャンツを強く批判する。キャピタル・ゲインを所得に含め、所得税を課すというシャンツの提案は、何も課税しないことに比べれば評価できるとはいえる、キャピタル・ゲインに対する財政上の適切な取り扱いの障害となるという理由で批判される。すなわち、獲得方法において正当化されない所得は、他の正当化される所得と同じように課税されるべきではないと考えられているのである。

そもそも、課税上の所得概念を問題とするのは、ヴィクセルによると、統一的に課税しうるような所得を求めるためである。そうであるならば、ヴィクセルのいうように、ある種の所得が財政上特別の取り扱いを受けるべきであるとすれば、その種の所得は、課税上の所得概念から排除されるのが望ましいということになろう。ところが、シャンツの所得定義の定式化は、相続、賭けの賞金、幸運による利得などを含むきわめて包括的なものである。これに対して、ヴィクセルは、自己の生産活動に裏付けられない所得、たんに分配における有利な要因によって生じる所得は、社会的正当性からいえば問題があり、そのような所得は、相続とともに、統一的に課税される所得とは課税上別の概念を形成すべきであると反論する。

また、ヴィクセルは、相続をシャンツのように私的所得に含めるならば、その総計は社会の消費ファンドよりも大きくなり、定常状態においても国民所得と一致しなくなるなど、国民所得と私的所得との関係についてのシャンツの理解も十分でないと批判する。

ヴィクセルにおいては、生産に裏付けられた収入が私的所得を構成し、その総計が国民所得に対応するのであるが（ただし、発展する社会にお

論 説

いては社会の消費ファンドとは一致しない), 私的所得には入らない収入, また私的所得を構成するものであっても, たんに分配上の有利な要因によって生じた所得は, 課税上の所得概念すなわち所得税が統一的に課される所得に含められるべきではないとされるのである。ヴィクセルの主張する課税上の所得概念は狭義に捉えられたもので, 私的所得とも一致せず, それよりも狭いものであるということができる。

こうして, 所得の包括的な定義は課税の目的にとってもっとも適合的であると主張するシャンツに対し, 異質な所得をすべて課税上統一的に扱うことは適切ではないというのが, ヴィクセルによるシャンツ批判の要点であるといえよう。所得種類別差別課税を積極的に主張するヴィクセルにとって, シャンツの包括的な所得概念はおよそ受け入れがたいものであったと思える。

ヴィクセルのフィッシャー批判もまた興味深いものである。フィッシャーは, 生産活動の最終的な目的は消費にあるとし, ある一時点において存在する生産設備のファンドを資本と捉え, ある期においてこの資本から生じる消費可能なサービスの流列をその期の所得であるとする。フィッシャーは実際の消費を所得と捉えるのであるが, このようなフィッシャー独特の所得概念は, 資本は正のサービスだけではなく, 負のサービスも生み出すと考えることに, その基礎がある。ヴィクセルは, 家屋を例にとり, フィッシャーの所得概念を巧みに説明する。資本の負のサービスに注意しながら, ヴィクセルの説明を整理すると, 以下のようにいいうことができよう。

家屋を維持するために家屋の所有者が家屋の修繕を行い, 彼は家屋の修繕費を差し引いた収入を財・サービスの消費に充てるとする。また, 家屋の修繕というサービスを提供する人は, それにより得た収入で消費を行うとする。この場合, 家屋の生み出すサービス, 修繕サービス, その他の消費に充てられた財・サービス（消費財）が生産されたわけであ

るが、社会的に見ると、家屋の修繕は家屋の負のサービス（家屋が吸収するサービス）でもあるので、修繕サービスは家屋の負のサービスによって相殺される。その結果、家屋の生み出す正のサービスとその他の消費財の合計が実質的なものとして残り、それが国民所得を構成し、各人によるそれらの消費が各人の私的所得を構成する。私的所得の総計は国民所得と一致する。

フィッシャーの特異な点は、新規資本の蓄積にも負のサービスという考え方を適用することにある。今、家屋が新たに建設されるものとする。さらに、家屋を新たに所有する人は、収入から家屋の建設費を差し引いて、消費財を購入し、建設業者はその収入を消費財の購入に充てるとする。この場合、フィッシャーによれば、建設業者のサービスは、家屋の負のサービスと相殺される。しかし、建設時点では、家屋は正のサービスを生み出してはいない。したがって、社会的に見ると、消費財の合計のみが国民所得を構成し、私的個人についても、新たに家屋を持ち資本を蓄積する人の所得は、消費財への支出を含むに過ぎない。すなわち、資本蓄積に充てられた収入は、所得には入らないのである。

こうして、フィッシャーは、実際に消費した財・サービスのみを含むように所得概念を制限することを主張するのである。このような所得の捉え方からすると、発展する社会における国民所得も人々の消費の総計として捉えられ、私的所得の総計は国民所得と自動的に一致する。

ヴィクセルは、こうしたフィッシャーの所得の捉え方に論理的な誤りはないしつつも、フィッシャーが自身の所得概念を唯一正しいものとし、またそこから課税に対して一定の結論を導出しようとするとき、フィッシャーは問題を回避しているに過ぎないと批判する。フィッシャーの所得概念でいうと、消費としての課税所得は発展する社会においても私的所得に等しく、その総計は国民所得に等しくなることより、論理的に整合的な課税所得の概念が得られたからといって、それで課税

論 説

の問題が解決された訳ではないとされるのである。

フィッシャーは、自身の所得概念の正しさを示すために、次のような例を挙げる。ある人が、年々 4 ドルの年金で、支払い開始は 2 年目の終わりからであるような永久年金の権利すなわち永久年金証券を購入したとする。現在および将来とも利子率が 4 % の仮定の下では、その現在価値は 96 ドルである。2 年目の終わりにはその価値が 100 ドルになるので、この価値増加分を所得とみなし、それも年金の流列に加えるとする。この証券の現在価値は 100 ドルになるという矛盾が生じる。この例から、フィッシャーは、1 年目のこの価値増加分を所得とみなすのは誤りであることは明らかであるとする。

ヴィクセルは、フィッシャーのこの議論に対し、一年目から無限に続く 3.4 ドルの年金の流列の現在価値と二年目から始まる 4 ドルの年金の流列の現在価値は等しいので、資本化された収入も所得に加えるという立場から、一年目に彼は 3.8 ドルの所得を受け取り、この所得を資本に付け加えて、二年目から 4 ドルの所得を獲得し消費に充てると考えても、論理的矛盾は生じないと反論する。

さらに、ヴィクセルは、フィッシャーの挙げる次の例にも注目する。1 万ドルをおののおの等しく相続した三人の兄弟がいるとする。利子率は 5 % とする。第一の兄弟は、年 500 ドルの永久年金に彼の資本を投資する。第二の兄弟は、財産を信託会社に 14 年間預け、その後それを年 1,000 ドルの永久年金に転換する。第三の兄弟は浪費家で、6 年間にわたる年 2,000 ドルの年金を直ちに購入する。フィッシャーが、この例で示そうとしたのは、消費された収入のみを所得とみなすか、あるいは貯蓄された収入もまた所得とみなすかによって、所得の大きさが大きく異なり、所得税の課税の結果も極端に異なるということである。貯蓄も所得とみなすとすれば、第二の兄弟は 14 年間にわたって 500 ドルから 1,000 ドルに徐々に増大する所得を持ち、その後 1,000 ドルの所得を持ち続けるとみ

なされ、第三の兄弟は、6年間にわたって500ドルからゼロにまで徐々に減少する所得を持つとみなされる。10%の所得税が、このように計算された所得に課せられると、彼らが支払う所得税総額の現在価値は、第一の兄弟については1,000ドルであるが、第三の兄弟については158ドルに過ぎず、第二の兄弟のそれは1,714ドルにも達する。すなわち、貯蓄を含むように定義された所得に対する課税は、浪費家に有利で、儉約家に不利ということになる。

ヴィクセルは、フィッシャーの議論そのものには反論の余地はないとするのであるが、このような捉え方で問題が解決される訳でもないとし、問題の解決は課税の基礎的な原理の洞察によらねばならないと批判する。もし、能力説に立って、税を人々の支払い能力に応じた共同の負担とみるならば、この租税支払い能力が資本を消費する人の場合大きく、資本を蓄積する人の場合は小さいとはいえないとヴィクセルは論じ、能力説によっても貯蓄を控除し消費を課税ベースとする見解を支持することはできないとする。ただし、ヴィクセルのこの議論は、それほど説得的ではない。というのは、資本を消費する人も蓄積する人も、フィッシャーの意味での所得、それによって捉えられる租税支払い能力は生涯を通じてみると等しく、前者の租税支払能力の方が後者のそれよりも大きいとみなされる訳ではないからである。実際、上の例でいうと、課税所得を消費としたとき、生涯にわたる所得税支払い総額の現在価値は、財産をどのように運用しようと同一にとどまる⁽¹¹⁾。

ヴィクセルによるフィッシャー批判の本来の意図は、利益説による批判であるに違いない。利益説、すなわち税を市民の経済活動を容易にし保護することを目的とする公共部門の活動に対する対価と捉える立場をとるならば、税は、この活動からの利益を反映する所得に応じて、かつ所得がどのように使用されるかには無関係に、課されねばならない。したがって、所得が資本化され、新たな所得を求める活動が可能とされる

論 説

ならば、それに対して新たな課税が生じるのであって、それは二重課税ではない。これがヴィクセルの主張である。貯蓄控除、貯蓄非課税へのヴィクセルの反論は、利益説の立場からのものであると考えてよいであろう。

こうして、ヴィクセルによれば、フィッシャーの研究は、課税にあたって所得とは何かということの問題の探求にとって価値あるものとは思えないとされるのである。

所得概念の史的発展に関し以上のような展望した上で、ヴィクセルは、所得といわれるものの判断において、過去に何らかの進歩があったかどうか疑わしいとする。発展する社会においては、所得概念ならびに所得税の具体的な設計を得るために、所得や富の獲得の正当性に注意を払う必要があるというのが、ヴィクセルの結論であった。

IV. おわりに

一般的にいって、従来、所得課税は能力説の立場から論じられてきた。能力説では、租税支払い能力の尺度を何に見出すかがもっとも大きな問題であるが、所得こそその最良の尺度であるとする見解が支配的であったし、今日も依然としてそうである。そこでは、さらに、租税支払能力の尺度としてふさわしい所得とはどうあるべきかが、問われてきたのである。包括的な定義による所得こそそれにふさわしく、包括的所得税が所得税の理想的な形態であるという主張が、この問い合わせに対する一つの回答であり、この考えは現在広く受け入れられている。もう一つの回答は、所得を消費とみなし、所得課税を実質的に消費課税とするものであった。これは、消費こそ租税支払能力の尺度であるとする見解とみることもでき、カルドアの支出税の提唱に相通じるものである。このように、課税標準としての所得をめぐる議論は、ほとんどが能力説からのものである

といってよい。

ヴィクセルも、課税の標準として、所得の重要性を主張するのであるが、課税上の所得に対するヴィクセルの捉え方は、能力説からのものではなく、利益説の立場に立つものである。ヴィクセルは、課税の原理の探求に基礎を置いて、所得の定義を考えねばならないという。そして、彼にとって、課税の原理とは利益説に他ならない。所得課税の基本問題を利益説の立場から論じるということこそ、ヴィクセルのアプローチの独自性である。所得概念に関するこれまでの学説・研究に対する彼の批判も、この独自のアプローチからなされる。

ヴィクセルは、所得を生産に裏付けられたものとし、課税を公共部門の活動をまかぬための本来の課税と所得や富の不平等を是正するための課税に区別した上で、それに応じて、社会的正当性の観点から所得をさらに区別する。そして、公共サービスへの対価としての課税がなされるのは、自己の生産活動にもとづく社会的に正当性のある所得であり、たんに分配上の有利な要因から生じ、生産への貢献を反映しない社会的正当性に疑問のある所得には、没収という意味での課税（財政上の特別な取り扱い）がなされるべきであると考えるのである。本来の課税がなされる所得はこのように社会的正当性のあるものに限定される。それが課税上の所得概念のヴィクセルの捉え方である。また、所得に対する課税の具体的なあり方は、利益説にかなう意思決定を可能にする政治過程によって決定されるとし、累進あるいは累退課税も十分根拠のあるものとする。そこでは、各人の所得が公共部門の活動への欲求とそれからの受益の指標であると考えられているからである。貯蓄の二重課税論、貯蓄非課税の主張に対するヴィクセルの批判も、この点からのものである。

課税上所得とは何かという問題は、課税の原理の探求を待って解明しうるものであるとするヴィクセルの指摘は、たしかに重要なものである。課税の原理を離れて、課税対象となる所得を論じることはできない。そ

論 説

れを論じるためには、所得を課税対象とする根拠を明確にしなければならない。ヴィクセルのとったアプローチは、所得課税の根拠を利益説に求めるものであった。課税の原理から所得課税を論じるとしても、ヴィクセルの考え方には、いくつかの問題があるようと思える。課税の資源配分機能と再分配機能を明確に区分しない能力説に対し、ヴィクセルは利益説に立って本来の課税を資源配分機能にみようとする。しかし、資源配分のあり方と再分配は無関係ではありえない。この点を、ヴィクセルがどう考えていたのか、疑問が残る。ヴィクセルのいう社会的に正当とみなされる所得においても、その分配状態がなお公正なものといえないとすると、課税の問題を利益説だけで処理することはできないであろう。ヴィクセルの考えでは、再分配は社会的に正当化されない所得に対する没収的な課税で対処するとされている。しかし、このような再分配政策は、社会的に正当化される所得の分配に立ち入るものではないし、政策の実施に必要な社会的正当性の基準が具体的に示されている訳でもない。希少性や独占など、分配上の有利な要因によるものとされているだけである。所得の正当性を判別する具体的な基準が示されないかぎり、ヴィクセルの考えは抽象論にとどまるもので、現実的意味を持たないともいえる。また、没収された所得は、国家によって投資されるべきであるとされている点も、抽象論の域を超えるものではない。さらに、本来の課税の対象となる所得が、多様な領域に拡大している現代国家の活動についても、そこからの受益の指標とみなしうるかどうかということも、問題となるのではないかと思われる。

こうした問題があるとしても、消費を課税の標準とし、貯蓄非課税を主張する議論には、何のための課税かを問う視点が欠けているという。ヴィクセルの指摘にみられるように、利益説の立場からのヴィクセルの所得課税論は、課税のあり方、とくに課税標準の選択を考える上で示唆に富むものであるということができる。

注

- (1) 以下述べるヴィクセルの財政思想は、ヴィクセル〔3〕所収の「公平な課税の一原則について」において詳細に展開されている。なお、木下和夫〔8〕では、ヴィクセル財政思想の現代的評価がなされている。ヴィクセルの財政思想を説明するにあたって、ヴィクセル〔1〕での論述の他に、これらを参考にした。
- (2) 全員一致のルールでの意思決定は、パレート最適な配分をもたらす。ただし、全員一致のルールでは、個人的に正の純利益を得ることができる提案でも、さらに大きな純利益を求めて、反対する人がいることもあって、意思決定が容易ではない。したがって、実際には、修正多数決で満足せねばならないことをヴィクセルも認めている。
- (3) スミスは、彼の有名な租税原則論において、公平な課税として、国家の保護のもと各人が得る所得に応じる課税を主張している。
- (4) 所得課税において、キャピタル・ゲインの取り扱いが理論的にもっとも困難な問題である。カルドアによると、それは所得概念の定義不可能性にまで関連する問題である。カルドアのような問題意識をヴィクセルは持っていないように思える。所得概念に関するカルドアの議論については、カルドア〔5〕第1章を参照。
- (5) 累退課税とは、累進課税の一種である。累進税は、その定義により、限界税率が平均税率よりも大きく、通常はより高い所得区分ほど限界税率が大きくなる超過累進税率構造を持つ。一定額までの所得は非課税で、それを超える所得は一定率で課税される税もまた、限界税率が平均税率よりも大きいので累進税であるが、所得が大きくなるにつれ比例税に近くなる。この種の累進税をとくに累退税という。累退税については、ヨハンセン〔6〕、井藤〔7〕を参照。
- (6) ただし、キャピタル・ロスの控除に関し、キャピタル・ロスが他の種類の所得、たとえば自己の生産活動からの所得のような社会的に正当とみなされる所得から控除されることを認めるのか、必ずしも明らかではない。ヴィクセルの立場からすると、控除は現在あるいは将来のキャピタル・ゲインからの控除に制限されると考えるのが自然のように思える。
- (7) 所得周期説によると、不規則な収入がすべて消費に充てられるとき、それは増加した資本の消費とみなされる。

また、周期説による所得の捉え方については、ヒックス（J. R. Hicks）の所得概念との関連性を指摘することができる。ヒックスは個人のある期の所得を、彼がその期において消費できて、しかもなお期末における経済状態が期首における

論 説

それと同一であることを期待しうるような最大額と捉える。より簡明にいふと、所得とは、その期において消費でき、かつそれを将来とも維持しうるような消費の最大額であるとされる。このようなヒックスの所得定義によると、反復性のない一時的な収入のすべてが所得に含められる訳ではない。そのような収入による消費は次期以降維持しがたく、消費を安定させるためには、収入の大部分は貯蓄に充てなければならぬからである。収入の反復性、再帰可能性による所得概念は、規則的な欲求充足ということから、ある期の正常な消費限度をもってその期の所得とすることを意味しているとすれば、それは以上のようなヒックスの定義に極めて近いことができる。ただし、ヒックスの定義する所得がただちに課税上の所得となりうるとはいえない。ヒックスの所得概念についてはヒックス〔4〕第14章を参照。

- (8) 賃金税転嫁論に対するヴィクセルの批判については、その骨子がヴィクセル〔2〕でも述べられているが、租税転嫁帰着のいっそう立ち入った分析が、ヴィクセル〔3〕所収の「租税帰着学説のために」において展開されている。なお、ヴィクセルは、労働供給減少による賃金の上昇を真の意味での租税転嫁と呼ぶことはできないという。
- (9) ヘルマン・シュモラーの所得概念は、後に検討されるシャンツの所得概念と同じであるとみてよい。
- (10) すでにみてきたように、ヴィクセルにあっては、私的所得でも、生産への貢献を反映しない、たんに分配上の有利な要因から得られる所得は、社会的正当性の点から、課税上の所得には含めず、差別課税（財政上の差別的取り扱い）の対象とすべきであるとされる。
- (11) さらに、三人の兄弟は現在価値が同一の生涯消費を持つので、課税上の公平（生涯にわたる水平的公平）の実現のためには、貯蓄非課税が要請されると主張することも可能であり、能力説に立って、生涯という期間で課税の問題を考えると、フィッシャーの主張を擁護しなければならなくなるともいえる。

参考文献

- 〔1〕 K. Wicksell, The Concept of Income as regards Taxation, and Some Associated Tax Issues (1922), in Knut Wicksell, *Selected Essays in Economics*, Vol. I, edited by Bo Sandelin, Routledge, 1997.

租税論における所得の概念

- [2] K. Wicksell, The Historical Development of the Concept of Income (1923), in Knut Wicksell, *Selected Essays in Economics*, Vol. I, edited by Bo Sandelin, Routledge, 1997.
- [3] K. ヴィクセル『財政理論研究』池田浩太郎, 杉ノ原保夫, 池田浩史訳, 千倉書房, 1995.
- [4] J. R. Hicks, *Value and Capital* (2nd ed.), The Clarendon Press in the Univ. of Oxford, 1946. 安井琢磨・熊谷尚夫訳『価値と資本』岩波書店, 1951.
- [5] N. Kaldor, *An Expenditure Tax*, George Allen & Unwin, 1955. 時子山常三郎訳『総合消費税』東洋経済新報社, 1963.
- [6] L. Johansen, *Public Economics*, Oslo Univ. Press, 1965. 宇田川璋仁訳『ヨハンセン公共経済学』好学社, 1970.
- [7] 井藤半彌『財政学(11訂版)』千倉書房, 1970.
- [8] 木下和夫「租税構造の理論と課題」木下和夫・金子宏監修木下和夫編著『21世紀を支える税制の論理 第1巻 租税構造の理論と課題』税務経理協会, 1996.